

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43791

施政權返還問題
(未定稿)

極 秘

北米局長
参 事 官
北米課長

沖縄の施政権返還問題に

関する対米折衝経緯

1945年米軍が琉球諸島を占領して以来、

終戦後、米軍が同地を本土の行政から切り離し、

事実上の管政を担っているが、1952年の対日平和条約

締結によつて、米軍は沖縄の米軍を唯一の施政権

者とする目的の信託統治の下に占領するが、沖縄

での自治、行政司法の権利は米軍が行使することを

認めない。従つて、米軍は条約上の権利として施

政権の返還を要求することはできない。

米軍は沖縄諸島の極東戦略上最も重要な

航空基地基地として定程に於り、同基地の維持はわが

国を含む極東の安全保障上の絶体的必要であること

を強調してきた。

しかしながら、同地域への施政権返還が沖縄

GA-4

外務省

住民を含むわが国の国民的要望があることにも鑑

み、わが国政府は機会を伺ひ、施政権返還を

米政府に要求してきた。

本件施政権返還問題に関する対米折衝の

経緯を略述するに次のとおりである。

GA-4

外務省

1. 要条件降伏を以て、連合国の占領下におかれたもの
 としては平和条約の条件に開き、連合国と交渉をわら
 う立場に置かれた。1947年^{盟政府}に干渉列島、南西諸島
 小笠原諸島、火山列島等に固有の資料を複製し、
 非公式に総司令部に提出。米口に対し、2州と諸
 島は民族的、文化的及び史的に日本国の一部に
 ありとせしめ、平和条約締結に際しての考慮を要
 請した。

1950年11月、米口総司令部は対日講和7原則を
 発表し、その第3項に「日本は合衆国に施政権と行政統
 治権を及ぼす諸島及び小笠原諸島の行政信託統治に同意
 する」と述べた。次に1951年1月1日、ダレス特使に対し
 吉田総理は、前記7原則の提案を曲解するべきでない
 と述べ、1951年8月8日、在米大使館を通じて、平和条約締
 結最終案に固有の解釈を以て米側の誤解を、2州に

に対し、8月10日レポート大使より、2州と(南西諸島及び
 南東諸島)の地域には日本の残存主権があり、それらの
 交通、住民の福利上の地位等については、2州と諸島の住民
 の希望するよう実務的措置が講じられるべきであるとの
 ことである旨が述べられた。

1951年9月5日、サンフランシスコにおいて対日講和
 会議第2回全体会議で、ダレス米全権は「日本の残存主
 権を保持するに必要とするものは、そのほかより方式に
 ありと認められ、説明し、また、ヤカン英全権も、琉球及び
 小笠原諸島に関しては、東条総領事は2州の島嶼を日本の
 主権下から取り去るものではないと述べた。吉田全
 権は9月7日、演説で上記米英発言を諷刺し、在米に
 アジアの平和と安全の達成に破綻あり、2州と諸島を1日
 も早く日本国に行政の下に戻すことを期待すると述べた。

又、平和条約の調印に対し、沖縄は奄美群島、小笠原諸島
 並びに同条約第3条に基づき同条約第2条に
 引続き米軍の管理下に置かれることとなるが、
 この方はこの諸島の管理権が将来結局返還
 される可能性のあることを前提とし、これを限り、
 この地域と本土との一体性を保持し、現地
 住民に対し将来に対する希望を与えることを基本
 方針として対米折衝を行ってきた。

(1) 1951年末より当時の総司令部外交部との間に折
 衝を進め、先那覇日本政府航空連絡事務所
 の設置については日米の合意が成り、1952年8月13日
 この設置を促した。又、7月10日に秋方南信務局
 と琉球政府商工局長との間に「本土と南西諸島との
 間の貿易及び支那の南信務局、更に同年12月に「本
 土と南西諸島との間の郵便為替に關する協定の調印

と付す

(2) 1952年^{8月}締結された日米民間航空運送協定の交
 渉に際し、沖縄のステータスに極力留意し、この経緯
 同協定付表に於いて「日本側から沖縄へ又は「沖縄
 から東京への^{他の日は}路線を^{航空}飛行するに當り、各条約に
 米国の沖縄に対する行政、立法、及び司法上の権力
 を行使し、この根拠は^{航空}平和条約第3条の規定を
 了知するものとす。

この後締結された日米航空協定の際に公文
 が交換され、施政3年の米日帰属を認めること
 となり、この認識は、沖縄に対する残存主権について
 日本側が有する請求権を審判の材料とする了解
 が成された。この材料が、この沖縄に対して有する
 残存主権が条約、協定等により明示的に認めら
 れた最初の例であり、この締結された日米航空

航空協定においても同様、同趣旨の了解が成された。

(3) 1953年8月8日、ケネディ長官は東京で、奄美群島返還に
 関する米政府の決定を発表し、その同時期に於いて、
 平和条約締結のその他の諸点に關しては極東にお
 ける至急時緊張が現存する間は、米口は現在行使
 してこの程序の管理と機能を保持するに必要と
 ありと述べ、又、8月13日 ケネディ元新米大使は
 合衆国ケネディ長官は、奄美群島返還に關する陛下の御希望の
 実現に努め、その結果として、同長官は
 閣下を信託するに於いて、返還に先立、至急防務
 上の問題の早期返還は日米に利益を得て
 置るべき結果と見らるべきこと終始反対は
 ない旨を述べ、又、この種の米側の神威に對する態度は暖
 かい態度を表明し、米軍の神威駐屯の「非常
 に長い期間」「予了確保に亘る期間」「平時予備」

「要期限」米口、管理下に於ける^{の維持}維持
 公表された。

(4) 1954年1月7日、アイゼンハワー大統領は年終致書
 において神威基地を要期限に維持する方針を
 明らかにした。又、同年1月11日、琉球諸島副民政官
 オフデノ中將は、上記大統領演説に於いて、これは日米合
 意自由世界の防衛のため建設的琉球諸島に於ける
 基礎を放棄して、その代りに其後米露の優越に委ね
 るべきではない旨を述べ、このことありと、更に
 琉球諸島に於ける防衛施設の特異性か
 安全保障上の理由により民政を早く切り替へるに
 必要と述べ、この旨を述べ、且つ日米復帰運
 動の継続は誤解を招き、行政困難に之に對して
 合意を維持し、おとし入りのことには行かないと
 述べた。

(5) 1955年8月30日、ワシントンで訪問中の米外務大臣は
 シェルズ長官と会議し、沖縄、小笠原その他諸島の将来の地位
 に関する米政府の態度を尋ね、このとき米政府の立場を
 示し、又、米政府は日米人民との見解に判例を→首長等
 同意は必要と述べた。
 清一長とシ、シェルス長官は琉球及び小笠原のステータス
 変更を考慮する用意がないと明白に示した。
 今、この以上のことである。又、この用意がないと述べた。
 (6) 米総領事は1957年6月ワシントンで米首脳と会議
 した。この中で、~~ワシントン~~ 沖繩問題に関する
 1. 米、(A) アセーノワ-大統領との会議で、沖繩に
 米軍基地の存在の安全保障上必要だと了解する。米
 軍基地として必要であるが故に、施政権を全部を
 米政府に譲渡する理由を了解し、難いとして米政府
 が沖繩を最終的に返還するといふもの、施政権の
 返還期限があるため、日本政府は米国の意向に同意を
 示し、この際、一定の時期には米政府の施政権を返還する
 必要と見られる。沖繩問題が日米人民合意の
 問題であるとして判例の意義を強調した。

(b) シェルス長官との会議に於て、施政権返還の意向
 米国の現状を引用して、米政府の態度を述べ、米感情
 の理解を要する。このとき、シェルス長官は軍事上、必要に
 なるものは、米政府の確保せしめようとする。又
 単に米国の現状のみに基づいて保持する意向がないと
 述べ、奄美大島返還を引例した。更に、同長官は
 自由花野と米国の防衛上の必要を現状から見て、現
 在、沖繩の施政権を放棄することは、平和条約
 交渉の際、~~米政府~~ 米国の意向のため、沖繩を恒久的
 に米国の付属せしめるとの意向を米政府に示した。
 あつて、米政府はこの意向に抵抗して、日本に潜在主権
 を認めず、米政府の意向を説明した。
 (c) 会議の終了に際し、^{1957年}米総領事、アセーノワ-大統領共同声明
 が発表された。沖繩、小笠原諸島に関する
 部分については以下のとおりである。

又、米総領事、
 常駐米領事、
 米大使館の
 関係者等

以上の共同声明作成に当り、潜在的な主権の用語について、半例は原文に付加せしめられた ULTIMATE の表現の消除を要求し、沖縄の地位に变化を生まざる如き表現を使用せしめ、旧通令口、特に「露」=ソビエト、71420、71421 の両通令より、半例は独立ではない、得たといふ事と通令口は関係がある。

(7) 1957年9月(23日)通令口出席の帰途、71421を基に、蘇山外務大臣は、ソ連長官演説席上、大臣は教育問題(折合議に基き、折山大使より口折石に述べ、口折揚揚工舎に沖縄学校を前以、専政の途には困難があるが、沖縄の教育制度改善策 → 日本政府の施策の一環として切り出す。ソ連長官は沖縄の民政事業から教育問題のみを切り出し、処理する事は困難であると意見を述べた。

教育問題より我々の要する位置にありたい

(8) 1958年8月25日、岸総理は蘇山大臣と若くマッカーサー大使と合議し、沖縄問題の取扱いにつき協定した。同大使は、沖縄問題を建設的に前進させるためには、ソ連のソビエト連邦との肝要であり、現時(1958年)の政権遷移問題を取り上げる時機ではない、この時期の来るとは今後実務的協定を(経済問題等)のうちに、沖縄住民を満足させたような措置をとるべきであると述べた。

(9) 1958年9月11日、駐米外務大臣とケリス長官は
 合談、^{ワシントン} 新聞等を通じて、^{ケリス} 米中^{ケリス}の琉球
 諸島に関する土地問題の協定を解決のため日米間
 での交渉の進行を歓迎し、ケリス長官は、両国政府
 の琉球問題についての交渉を外交手段を通じて
 意見交換を行うことに関する一般の^{ケリス} 米中
 発表の旨を述べた。
 本合談では、駐米大臣より、沖縄に対する経済援
 助の重要性を説明し、具体的問題については外交手
 段で検討したいと述べ、米側の感傷と往々対立し、
 ケリス長官は日本人と沖縄住民との肉体的障害を作
 る種々の懸念を、経済問題については日本政府の^{死守} 専政
 府と競争的なき対立的な方針は、おし難い必要
 があると述べ、本件は在米マッカーサー大使と連絡され
 ること述べた。

(10) 1960年1月19日、ワシントンでは、米ハーサー
 合談の席上、米総理より、沖縄住民の福祉と
 経済安定並びに学務、教育、医療並びに衛生
 日本政府の今後米中政府と協力しての旨
 発言があった。
 (11) 1960年8月24日、小坂外務大臣は訪米を控へ
 マッカーサー大使と合談した。沖縄問題については
 沖縄に対する教育費削減問題、云々提議
 問題等が討議された。
 教育費削減問題については、米中
 米中当局の照会した。現状としては相当の不安を感
 じているので、次の条件^{米中} 米中側の提議を同意する旨
 述べた。即ち、日米側がスワッチャーありと、現状での
 政治的言動を慎むこと、米中側と対して、後援する
 こと、米中側の米中側の希望通りと述べた。

8月15日

沖縄の抑圧を種々揚揚問題に拘り、更に日米
 側より、沖縄の抑圧を種々揚揚の合意状に拘り、
 米側が照会について回答し、大形と小形の米側
 とは公共の建物、構設以外に非政治的目的のため
 の米軍揚揚は禁止されている旨通知した。
 東京に拘り我方の申出、米側回答は施政権の
 部分的返還の要請を米政府情の上から緩和
 し得るものあり、^{24日}発表に拘り協定した。
 (2) 米海軍司令部の達次、ワシントン在米内、大外務外
 務大臣は、^{9月20日}ハター長官と会議し、文臣が現地の
 不降情勢下の施政権返還を要請するに時宜と
 得ていること付通知した。日本人の沖縄住民の
 の福祉向上に拘り今後両国が協定したことに、特に
 日本人の習俗に従い、小学校に正しく日章旗の揚揚に
 ついて行なう年内問題に両国政府要請し、ハター長官

は住民の福祉問題は今後も丁寧な努力を怠ら
 ず、日章旗揚揚問題は今後検討するに付した。
 (3) 1960年6月24日、池田総理はワシントンに訪米し、米側と
 協議し、会議を以て、沖縄問題に拘り種々話し合
 った。この際、
~~日米協定~~ 米側の予備会議で、米朝地対米自治権
 拡大、経済、福祉向上を要請したのに対し、327
 長官は日米協定の16年条に平和条約で決つたこと
 を一歩一歩かきりとつていこうというので、明確
 にこれを拒否する旨強く主張し、池田、ハター
 会議によつて沖縄での日章旗揚揚に同意した
 際にも、米側はこれによつて住民の施政権返還
 の希望が強化されることと懸念した。然
 して、この措置は逆に住民の希望を金銭的の
 途でつたあつと述べて、米側の踏切は、
 である。

この辺りから今後共同歩むべき系を以て
 大統領は米国の琉球住民の安全と福祉を増
 進する一層努力を払う旨を通告し、さらに
 この努力に対する日本の協力を歓迎する旨を、又
 大統領は日米のこの目的のため、米日に引き続き
 協力する旨を通告した。

(14) 今更なる大統領は、1965年3月19日、琉球列島の
 施政に関する大統領行政命令(1955年6月5日
 付行政命令第10,713号)の改正後に署名
 發布した。

同署名の際、系を以て大声明で今更なる
 大統領は沖縄を日本本土の一部であり、沖縄
 人の日本国籍を保持することを認め、自由世界の
 安全保障上の利益が沖縄を日本の完全な
 主権のうちに復帰せしめることを望む旨を述べた。

形を述べた。一方、沖縄の軍事基地と17の重要地
 区(米軍)の復帰の日付は合意の困難な
 点の貴客と相互理解の精神で対処する旨を
 述べた。

又、この声明は、首相、池田総理との了解に基づき
 沖縄復帰借身について日米間に明確な取極を
 打ち出すために協力を開始する旨に言及し、この
 に基づき、1965年4月25日署名された交換公文に
 より、東京に沖縄復帰に関する日米協働委員会を設
 置する旨を述べた。

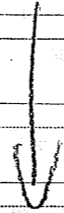
(15) 1962年9月大平外相は西郷経産大臣の長官
 演説の際、二〇二〇年頃の長官の会議、
 沖縄問題の言及し、70年代に改定案の内容が
 半信合の要請が活し、州政府の一層の努力
 を要請し、沖縄の経済から民政同士の長官
 の役割の重要性を強調した。

(16) 挿入

(16) 1964年12月5日 相模大佐と会議、大平外相は
 沖縄問題の関し、米軍基地の交通を十分確保する
 ために施政権の適用を認めざるを得ない。これは
 米軍の施政権が施政権の適用を認めざるを得ない。
 必要あるは速に在りて、これは日本協力に付
 社同士の手段と計りて、統治責任の基礎の変更
 と同様の二つの異なる問題の存在に、この両方を混
 同してはならぬ。池田外相の発言の際に、現地の状況
 改善の方途を模索するべきに十分注意を要する。
 所長を10月15日頃まで、この施政権を一刻も
 早く撤廃して、この問題は、12月15日まで
 速に。又、沖縄基地は大平外相の平和に同様の交渉
 内容である。甲斐の隣国に対する得るべき
 引付けの同様の内容、今後毎年の交渉と12月
 米軍の大平外相の安全保障の責任と有る限り。

沖縄に於ける基地の保持と沖縄に於ける施政権の変更
更にその危険に陥入らざる如く之は認めざる可
しと思ふと述べる。

(19) 1965年1月、佐藤首相は半田を訪問し、
12大综合計画案の主要部分に合意し、4月
迄終了の降参議院の共同声明^中は沖縄内
部^の部分に及ぶ。
更に同日、佐藤首相は半田に於ける施政権
の行使に同意し、半田に於ける施政権の
行使に同意し、



(仮訳)

(略)

大統領と総理大臣は、琉球及び小笠原諸島における米国の軍事施設が、極東の安全のため重要であることを認めた。総理大臣は、これら諸島の施政権が、できるだけ早い機会に、日本へ返還されるようにとの願望を表明し、さらに、琉球諸島の住民の自治の拡大及び福祉の一層の向上に対し深い関心を表明した。大統領は、施政権返還に対する日本政府及び国民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益が、この願望の実現を許す日を待望していると述べた。両者は、琉球諸島の住民の福祉と安寧の向上のため、今後とも同諸島に対する相当規模の経済援助を続けるべきことを確認した。両者は、琉球諸島に対する援助に関する日米間の協力体制が円滑に運営されていることに満足の意を表明し、現存する日米協議委員会が、今後は琉球諸島に対する経済援助の問題

にとどまらず、引き続き琉球諸島の住民の安寧の向上を図るために、両国が協力しうる他の問題についても協議しうるように、同委員会の機能を拡大することについて、原則的に意見の一致をみた。大統領は、~~旧小笠原島民の代表の参加を好意的に検討することについて同意した。~~

(略)

以上の説明に基づき、1965年4月2日日米両国は
東京で日米協定委員会が我能拡大に関する交換
公文を切り、この取極により、同委員会は琉球
諸島に対する経済援助の問題にとりかき、引
続き同諸島の住民の安全の向上を図るため
日米両国は協定14号以外の問題について
も協定14号をこゝと取り扱った。

4年7月、京都で開催された第4回日米首脳会議
合同議定書